

あきる野市 こども計画策定にあたって

1 自治体こども計画策定ガイドラインについて

市町村は、こども大綱・都道府県こども計画を勘案して、「市町村こども計画」を策定する努力義務が課せられています。

市町村こども計画を策定するに当たり、計画策定の指針となる「自治体こども計画策定のためのガイドライン」がこども家庭庁から示されており、本市においても、このガイドラインを参考に、あきる野市こども計画の章立ての検討を行います。

「自治体こども計画策定のためのガイドライン」には、こども計画の重要事項とされる項目が記載されており、この項目に基づき章立ての検討をしていきます。

【こども施策に関する重要事項】

① 「ライフステージを通じた重要事項」

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的擁護の推進及びヤングケアラーへの支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

② 「ライフステージ別の重要事項」

- こどもの誕生前から幼児期まで
- 学齢期・思春期
- 青年期

③ 「子育て当事者への支援に関する重要事項」

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

④ 「こども・若者の社会参画・意見反映」

- 国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進
- 地方公共団体等における取組促進
- 社会参画や意見表明の機会の充実
- 多様な声を施策に反映させる工夫
- 社会参画・意見反映を支える人材の育成
- 若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備
- こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

⑤ 「こども施策の共通の基盤となる取組、施策の推進体制」

- 「こどもまんなか」の実現に向けたE B P M
(仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築)
- こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
- 地域における包括的な支援体制の構築・強化
- 子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
- こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革
- 国における推進体制
- 数値目標と指標の設定
- 自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携
- 国際的な連携・協力
- 安定的な財源の確保
- こども基本法附則第2条に基づく検討

2 あきる野市 こども計画の章立て（案）について

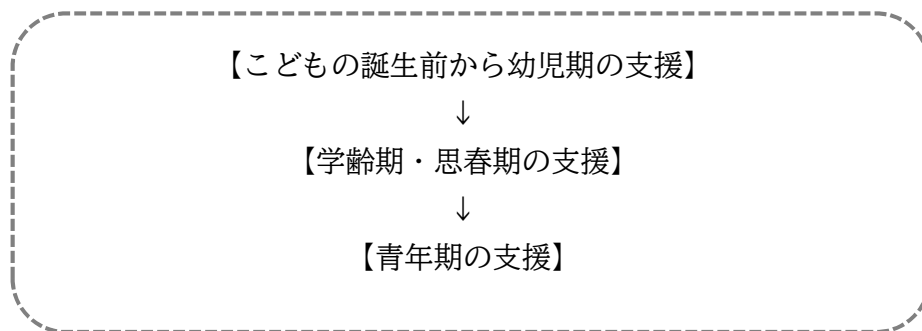
1 で示したガイドラインを参考に、こども計画に基本目標を設定し、章立てをしていきます。

基本目標1

- ・「ライフステージを通じたこども・若者支援」に関する内容の記載を予定

基本目標2

- ・「ライフステージ別のこども・若者支援」に関する内容の記載を予定



基本目標3

- ・「子育てをする全ての方への支援」に関する内容の記載を予定